

# ドレッセWISEたまプラーザ コミュニティ・コア 使用規則

---

ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメント

2020年4月 改訂版

# 目次

- ・ P2. コミュニティ・コアについて
- ・ P3. コミュニティ・コアの概要
- ・ P4. 使用料金・使用時間
- ・ P5. お問い合わせ～実施までの流れ
- ・ P8. 施設のご使用にあたって
- ・ P15. コミュニティ・コア イベント利用申請書
- ・ P16. コミュニティ・コア使用承認書
- ・ P17. お問い合わせ先

## ドレッセWISEたまプラーザ コミュニティ・コアについて

ドレッセWISEたまプラーザは、「暮らしと住まいのデザイン-モデル地区(たまプラーザ駅北側地区編)」および「たまプラーザ駅北地区地区計画」に基づき、保育・子育て支援機能、身近な就労機能、多世代コミュニティ交流機能や日常生活を支える利便機能を備えた施設の誘導を図り、機能の連携による相乗効果を生み出す生活拠点の実現を目指した事業です。

ドレッセWISEたまプラーザの地域利便施設、CO-NIWAたまプラーザ内のコミュニティ・コアは、一般社団法人ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメント(以下エリマネ)の活動拠点であり、多世代コミュニティ、地域コミュニティの交流の場、地域情報の発信の場です。その目的にかなったコミュニティスペースとして、どなたでもご利用いただけます。

当施設の趣旨を理解いただき、条件に合致する活動であれば、スペースの一部を占有的にご利用いただけるようお貸し出しいたします。利用に際しては、本規則や諸法規を十分にご理解のうえ遵守し、来街者等の安全面に最大限配慮した、円滑な実施運営を行っていただくようお願い申し上げます。



# 使用料金・使用時間

## 1. 使用料金

使用料金は、下記「使用料金表」のとおりです。

### ドレッセWISEたまプラーザ コミュニティ・コア 使用料金表

(記載の金額は税別です。)

最初の2時間 5000円 (以降1時間ごとに2000円)

※ たまプラーザ地区のまちづくりに資する活動については、1時間1000円。

## 2. 貸し出し日・時間

① 貸し出し日・時間 月曜～金曜 10:00～20:00 (年末年始、お盆期間などを除く)

② 設営・撤去可能時間 上記時間内で実施してください。

・イベント内容および状況により、開催可能時間を変更させていただくことがあります。

・また、施設運営に支障が無いと認められる場合に限り、上記時間帯以外にも実施いただける場合があります。事前に実施内容をご相談ください。

# お問合せ～実施までの流れ

## 1.お問合せ および 企画概要の確認

本使用規則をご確認のうえ、実施をご希望されるイベント・催事等の企画概要書(イベント内容が具体的にわかる書類)を実施希望日の1か月前までにご提出ください。

ご提出いただいた企画概要書をもとに審査を行い、その結果をお知らせいたします。

※ 企画概要書の提出に当たっては、電子メールでご送付いただくか、エリマネ事務局にご提出ください。

◆ 連絡先: info.dwta@gmail.com

※ 『使用日の属する月』の『6ヶ月前にあたる月の1日』から受付を開始します。

なお、引続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日を使用日とします。

(例: 使用希望日が2020年4月28日～2020年5月6日の場合

⇒2019年10月1日より受付開始。)

## 2. 実施の確定 および 予約金のご請求

審査の結果、企画内容、日程ともに実施可能と認められた場合には、別紙の「利用申請書」に署名・捺印をいただきます。

ドレスセWISEたまプラーザ管理組合地域利便部会によって「届出」が受理された後、予約金(使用料の全額)のご請求書をお送りいたします。予約金はイベント実施日前にエリマネ指定の口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は主催者側でご負担願います。

予約金の受領を確認次第、使用承認書を発行し、使用契約の成立といたします。使用承認書は、催物終了まで保管してください。

なお、支払期日までに予約金のお支払いがない場合は主催者の都合で申込を取り消したものとみなし、利用は無効といたします。

# お問合せ～実施までの流れ

## 3. お打合せ

主催者様側から使用責任者を1名選出し、エリマネまでご報告下さい。

イベントの内容によって、運営マニュアル等のご提出をお願いすることがあります。

- ・使用責任者は、催物を円滑に進行させるため、事前にスケジュール・プログラム・会場設営等について、エリマネと詳細打合せを行ってください。
- ・施設管理・運営上の理由により計画を変更していただく場合がございます。
- ・催物の開催により、近隣施設等に影響が出るとエリマネが判断した場合、事前にエリマネと調整していただくことが必要となります。
- ・広告物、設置物等のデザインに関して、事前にエリマネにて審査を行い、調整していただく場合があります。

## 4. 実施当日

使用規則、エリマネの指示に従って、施設をご使用ください。

# お問合せ～実施までの流れ

## 6. 原状回復

施設使用終了後、また使用中止後、直ちに主催者様の負担でイベント広場の原状回復を実施してください。

主催者様が原状回復義務を履行しないときは、エリマネがこれを代行し、その費用及び主催者様が原状回復義務を履行しないために生じた損害の賠償を主催者様へ請求できるものとします。

建物・設備・備品・器具等を破損、毀損又は紛失された場合、実費を申し受けます。

エリマネが実施する原状回復検査の合格をもって、使用終了と致します。

## 7. イベント実施報告書のご提出

イベントの内容によっては、実施イベントについての報告書をご提出いただきます。

# 施設のご使用にあたって

## 1. はじめに

施設のご使用にあたっては、以下の点にご留意ください。

### 1. 運営管理責任について

イベント使用期間中における施設の管理、来場者の整理・案内、盗難、火災、事故等の防止、急病・けが人発生時の対応等については、主催者の責任において必要な対策を講じてください。

### 2. 来場者動線

当施設は、通常は一般に開放している施設になります。イベント実施中は、不特定多数の利用者（特に地域利便施設のトイレ利用者）を妨げることなく、安全で快適な通行確保の徹底をお願いいたします。

### 3. 搬入・搬出について

当施設、および周辺は住宅地であり、路上駐車については、所轄警察署から指導を受けております。**搬出入は事前に入念なご検討・ご調整いただき、計画的かつ安全に十分配慮した作業実施**をお願いいたします。

## 2. 不承認について

以下の項目に該当する場合は、不承認となりますのでご了承ください。

1. 催物の開催により、使用場所及びその周辺に混乱または危険が生じるもの。
2. 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
3. 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるもの。
4. 特定の政治団体、宗教団体等の利益となるもの。
5. 風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業およびこれに類するもの。
6. ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に類するもの
7. 公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等に関するもの。
8. 署名、勧誘、キャッチセール等の行為があると認められるもの。
9. 異常な騒音、臭気等の発生が予測されるもの。
10. 施設の管理上支障があるもの。
11. 施設使用後の原状回復が困難であるもの。
12. 支払期限日までに予約金の支払がない場合
13. 閉鎖的な空間を作り出すもの。
14. 上記に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるもの。

# 施設のご使用にあたって

## 3. 反社会的勢力の排除

1. 主催者または申請者は、エリマネに対し、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
2. 主催者または申請者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、エリマネは催告をすることなく、本承認を取り消すことができるものとします。
3. エリマネが、2の規定により、本承認を取り消した場合において、エリマネはこれによる主催者または申請者の損害を賠償する責を負いません。
4. 2の規定により、エリマネが本承認を解除した場合において、主催者または申請者は、エリマネならびに施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

## 4.お申し込みの取り消し(キャンセル)

### (1)取り消し方法

使用承認書の発行後、使用者側の都合により使用の取り消しを行う場合、すみやかにエリマネにご連絡下さい。使用解約申入れ書にご記入・ご捺印いただくことにより使用解約とさせていただきます。

### (2)使用開始前の取り消し

以下の基準によりキャンセル料金を申し受けます。

- ① 使用開始日の31日前まで : 会場使用料金の50%相当額
- ② 使用開始日の30日前以降 : 会場使用料金の全額相当額

なお、使用解約の時点で既に発生している実費については、上記キャンセル料金とは別にお支払いいただきます。

### (3)使用期間中の取り消し

ご使用期間中に、使用者側の都合により使用を中止する場合は、原則として会場使用料金の全額をお支払いいただきます。

ただし、エリマネ側の都合により使用の中止を申し入れした場合については使用料金は全額返還いたします。

また、主催者様の責によらない天変地異や不測の事故・災害で使用場所の使用が不可能となった場合、使用料金は全額返還いたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。

# 施設のご使用にあたって

## 5. 承認の取り消し・使用の中止

以下の項目に該当する場合は、その場でイベントを中止させていただき承認を取り消します。この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ① 「使用承認申請書」の記載に偽りがあった場合、もしくは申請時と使用時の催事・イベント内容が大きく異なる場合。
- ② 使用規則及びエリマネの指導に従わない場合。
- ③ 使用の権利を他に転貸・譲渡した場合。
- ④ 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- ⑤ エリマネ運営上、支障があると認められた場合。
- ⑥ 大規模地震対策措置法により警戒宣言が発令された場合。
- ⑦ 「反社会的勢力の排除」に抵触していると求められる場合。

## 6. 関係諸官庁への届出

エリマネとの事前の打合わせとあわせて、主催者様は期日までに関係諸官庁へ必要な届出を行ってください。万一届出不備のため開催不能となった場合、エリマネではその責任は負いません。この場合、お支払いいただいた料金等は返還いたしません。

# 施設のご使用にあたって

## 7. 指定会社及び立会い

安全管理のため、搬入・搬出時およびイベントスタッフが不在となる時、その他、エリマネが必要と認める場合については、警備会社による警備を行っていただきます(別途契約)。

ただし、各社との間に生じた事故・トラブルに関しては、何等責任を負いません。

## 8. イベント内容の公開について

1. 使用決定後は、エリマネの判断により、エリマネ関連イベントとして公表することがあります。
2. 催物の開催中は、エリマネスタッフ、およびエリマネが委託した者がイベントの内容を撮影することがあります。開催後はエリマネ広報活動として写真を使用する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
3. また、イベントの様子を撮影した写真をご提供頂くこともあります。同様に、その写真を当方の広報活動に利用することがありますことを予めご了承下さい。

# 施設のご使用にあたって

## 9. 使用時の注意事項

使用に際して下記事項を必ずお守りください。

1. 使用期間中においては、そのスペースもしくは使用内容により発生した事故については、使用者自身のみならず、関係会社や来場者行為であっても、全て使用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
2. 当施設はマンション敷地内であり、広く地域の皆さまに開放している場でもあります。イベント実施中は、来場者等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないように留意してください。また、点字表示周辺への什器や物品の設置はできません。
3. 使用期間中、責任者は必ず会場内に常駐し、エリマネ側と相互連絡のとれる状態を保ってください。
4. 施設の使用(搬出入時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、主催者様の負担となります。また、使用期間中の観客の整理及び安全管理は主催者様の責任で行ってください。
5. 搬入時間及び経路の制限がありますので、事前に確認のうえ、作業をお願いします。
6. 搬入・搬出時は通行人に危害を与えないよう、主催者様の責任において必要に応じて警備員を配置してください。(別途契約)
7. 搬出搬入及び車両に関しては養生や車両重量などについて規定を設けています。お打合せにて詳細をご確認ください。その他施設、備品、および付帯設備等を汚損、破損するおそれのある場合には、事前に弊社の承認をうけたうえ、使用者の責任と負担において適切な養生を必ず行ってください。
8. 建物・設備・器具・備品等への糊付け、貼り紙、釘打ちなど原状回復を困難にする行為は堅くお断りいたします。
9. 設営(仕込み)を完了させた時点で、必ずエリマネのチェックを受けてください。エリマネのチェック時、設営の不備等があった場合はその場で再度調整していただきます。

# 施設のご使用にあたって

10. 近隣施設等の迷惑となる音出しはお断りいたします。また、他施設等より苦情等が出た場合は、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合がございます。
11. 看板・ポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予めエリマネの承認を必要とし、所定の場所以外への掲示及び配布は堅くお断りします。また、終了後速やかに撤去してください。
12. WEBサイトを含むイベント告知に関する広告類の掲示、及びチラシ等の配布を行う場合、内容、表現等の確認が必要となりますので、事前にサンプル等をご提出ください。
13. イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前にエリマネの承認を受けてください。
14. イベント中、また設営・撤去時に出たゴミ等は主催者様が責任を持ってお持ち帰りください。ドレッセWISEたまプラーザゴミ箱等に投棄する行為は堅くお断り致します。
15. イベントに必要な清掃・警備等については、原則としてエリマネが指定した業者のご利用をお願いいたします。
16. その他会場運営上、安全が損なわれる場合はエリマネより主催者様に警備員もしくはスタッフの配置を要請する場合があります。
17. 使用承認を受けた方が、その権利を譲渡、または転貸することはできません。
18. 音・光(照明等)など近隣施設等に影響が出るとエリマネが判断した場合、近隣施設への催物開催の告知が必要になります。
19. その他施設の利用についてはエリマネの指示に従ってください。

# 施設のご使用にあたって

## 10. 原状回復の義務

使用終了後は、使用箇所及び利用施設の原状回復と清掃を主催者様にて行っていただきます。

使用終了後にエリマネにて点検を実施し、原状回復されていない箇所がある場合には、主催者様へご連絡のうえ、原状回復を実施していただきます。

なお、主催者が原状回復義務を履行しないときは、エリマネがこれを代行し、その費用および、主催者様が原状回復を履行しないことにより生じた損害の賠償を主催者様へ請求させていただきます。

## 11. 禁止事項

上記に定めるほか、ドレッセWISEたまプラーザコミュニティ・コアでは次に掲げる行為が禁止されており、次の各号のいずれかに該当する行為を行い、又は行おうとする方に対して、行為の中止、利用の制限、原状回復又は退去を命ずる場合があります。

1. 悪臭、ガス、煙等を発散する恐れのある物品を持ち込むこと。
2. 発火し、若しくは引火しやすいもの又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
3. 火気を利用すること。
4. 来街者の通行の妨げとなるものを設置すること。
5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める不当な行為を行うこと。
6. 物件を傷付け、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
7. 許可なく食品又は物品の販売をすること。
8. ペットを持ち込むこと(盲導犬を除く)。
9. ごみその他の廃棄物を投棄し、その他不衛生な行為をすること。
10. 施設内で喫煙すること。
11. 周囲に危険を及ぼす行為をすること。
12. 管理上立ち入りを禁止された場所に立ち入ること。
13. 公序良俗に反する行為、振動、騒音、電波等により、住戸部分の居住者及び近隣の円滑な生活を損なう行為をすること。
14. 政治団体、宗教団体、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係する行為をすること。

なお、エリマネによる使用承認を受けた方は、当該使用承認に係る条件又は指示に従うことを条件として、上記に規定する行為をすることができる場合もあります。

NO.

年 月 日

一般社団法人ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメント殿

コミュニティ・コア イベント利用申請書

利用日時	
イベント名	
イベント内容	
利用者名（団体名）	
利用者の誓約事項	<p>コミュニティ・コアを使用するにあたり、管理規約・諸規則を順守することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>団体名： _____</p> <p>代表者氏名： _____ ⑩</p> <p>緊急連絡先：</p>

年 月 日

ドレッセWISEたまプラーザ  
地域利便施設部会長 殿

一般社団法人ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメント

⑩

コミュニティ・コア イベント利用に関する届出

この度、CO-NIWAたまプラーザ コミュニティ・コアを上記のとおり、第三者に使用させることになりましたので、お届けします。

以上

「ドレッセWISEたまプラーザコミュニティコア」

使用承認書

(承認番号第 号)

年 月 日

御中

ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメンツ

年 月 日付けで申請のありました「ドレッセWISEたまプラーザコミュニティコア」の使用について承認します。

なお、使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、「ドレッセWISEたまプラーザコミュニティコア」使用規則を遵守してください。

エリマネ承認印

## 一般社団法人

## ドレッセWISEたまプラーザエリアマネジメンツ

メールアドレス : [info.dwta@gmail.com](mailto:info.dwta@gmail.com)

■本規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当法人は以下の場合に、当法人の裁量により本規定を変更することがあります。

(1) 本規定の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

■前項により、当法人が本規定を変更する場合、本規定を変更する旨および変更後の利用案内の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、コミュニティ・コアに掲示します。

■変更後の本規定の効力発生日以降に、利用者が本サービスを利用したときは、本規定の変更に同意したものとみなします。